

商工会常任理事および常任理事会細則（案）

商工会規約6－9（常任理事業務および常任理事会）の詳細を定めるため、商工会常任理事会細則を定める。

1.（常任理事会）

定例の常任理事会を年4回開催し、その他必要に応じて会長が招集する。会長が議長となる。

2.（常任理事）

2-1. 常任理事は、各役員を選任を行うと共に、役員会の活動を支援・監督し、いつでも役員会に出席することが出来る。また、会長又は会長代行の求めに応じて、商工会を代表する行事に出席し、会長の代理としての任務を果たすことが出来る。

2-2. 常任理事会は次年度会長候補、会長代行候補を常任理事から選出する。

2-3. 常任理事は、理事の中から年度ごとに常任理事会にて見直し、選出、承認するものとする。

2-4. 常任理事会は、代理人の参加を認める。但し代理人は商工会の会員資格を持つものであること。